

事務所だより

第150号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

雇入れ時の健康診断

労働安全衛生法では、事業者は労働者に対し、医師による健康診断を行うよう義務づけています。今回は、労働者を雇い入れた際の健康診断について解説します。

雇入れ時の健康診断とは

雇入れ時の健康診断は、常時使用する労働者を雇入れる際の適正配置や入職後の健康管理のために行うものです。

事業主は、雇入れの際に当該労働者に対して、医師による健康診断を行わなければならないと定められています。別表のとおり定められています。新たに雇い入れる労働者全員が対象ではなく、常時使用する労働者が対象です。

受診対象者とは

ただし、パート・アルバイト

トについては、次の①②のいずれかに該当し、かつ1週間の所定労働時間が同種の業務に従事する通常の労働者の4分の3以上であるときは、健康診断を実施する必要があります。

なお、4分の3未満であっても、1週間の所定労働時間が、同種の業務に従事する通常の労働者の概ね2分の1以上であるときは、健康診断を実施することが望ましいとされています。

① 雇用期間の定めのない者
② 雇用期間の定めはあるが、契約期間が1年以上※である者および契約の更新により1年以上※使用される予定の者
※特定業務従事者（深夜業等）は6カ月以上。



実務上のポイント

・「雇入れの際」とは、雇入れの直前または直後をいいます。
・健診から3月を経過しない者が、雇入れ時にその健診の結果を証明する書面を提出した場合は、当該項目については省略可能です。
・定期健診においては医師の判断で検査項目を省略できますが、雇入れ時健診では検査項目の省略は認められません。年齢にかかわらず11項目全てについて行います。

・費用の負担については、法で事業者健診実施の義務を課している以上、当然、事業者が負担すべきとしています。
・採用選考時の健診について規定したものではなく、また、採否を決定するために実施するものではありません。
・定期健康診断と同様、個人票の作成と5年間の保存義務があります。
・所轄労働基準監督署長への報告は必要ありません。
・給食従業員については、雇入れ等の際に検便による健康診断を行う必要があります。

別表

雇入れ健診の11項目（安衛則43条）

1	既往歴および業務歴の調査
2	自覚症状および他覚症状の有無の検査
3	身長、体重、腹囲、視力および聴力検査
4	胸部エックス線検査
5	血圧の測定
6	貧血検査（血色素量及び赤血球数）
7	肝機能検査（GOT、GPT、 γ -GTP）
8	血中脂質検査（LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド）
9	血糖検査
10	尿検査（尿中の糖および蛋白の有無）
11	心電図検査

アウトソーシングしてみませんか？

《各事業所のニーズに応じてお選びいただけます。》

給与計算代行

毎月の給与や賞与の計算と付帯業務についてサポートいたします。

給与計算代行 + 社会保険関係手続

給与計算には欠かせない入退社手続等に関連手続きもサポートいたします。

給与計算代行 + 顧問契約

給与計算と各種手続きや労務相談・指導などトータルサポートいたします。

お申込み・お問い合わせは、藤田社会保険労務士事務所までご連絡ください。

協会けんぽの保険料率等が変わります

保険料率（京都府の場合）の変更

全国健康保険協会の保険料率は、一年ごとに都道府県単位で加入者の医療費に基づいて算出されています。このため、疾病の予防などの取組により都道府県の医療費が下があれば、その分都道府県の保険

健康保険料率（京都府の場合）

現行

10.06%

令和4年3月分
(4月納付分)から

9.95%

介護保険料率

現行

1.80%

令和4年3月分
(4月納付分)から

1.64%

Q 最近、地震や火災などの災害が多くなったと感じています。現在、当社には避難用具や備蓄品を揃えています。先日社員から「救急薬は何を置いていますか」と質問がありました。会社として何を整備しなければいけないのか、教えて下さい。

救急薬の常備は必要？

A 昨年12月に省令改正され、事業者が備えなければならないとされていた救急用具（ほうき材料、ピンセットおよび消毒薬等）は、その条文が削除されました。

一方通達では、事業場で発生することが想定される労働災害等に応じて、応急手当に必要なものを備え付けることと記されています。具体的には、「マスクやビニール手袋、手指洗浄薬等、負傷者などの手当の際の感染防止に必要な用具及び材料も併せて備え付けておくことが望ましい」として、対応者の感染防止についての視点をポイントに挙げています。

救急薬のうち消毒薬ですが、軽度な外傷の手当としての消毒薬の効果についての医学的な疑義も背景にあります。傷口で働く免疫細胞や、皮膚でむしろ外敵を防いでいてくれる「常在菌」への悪影響が指摘されており、外傷の程度・状態にもよりますが、むしろ流水での洗浄が一番良い場合が多いとされています。

風邪薬などの市販薬の常備は、薬から受ける副反応や、服薬の濫用などが起こる可能性があり、お勧めできません。

料率も下がることとなります。本年3月分から適用される保険料率は、次のとおりです。

- ・健康保険料率は0.11%引き下げとなります。

- ・介護保険料率は0.16%引き下げとなります。いずれも令和4年4月納付分からです。

保険料額は、全国健康保険協会のホームページに掲載されている「健康保険・厚生年金保険の保険料額表」を参照してください。

3月の労務手続
「提出先・納付先」

10日

○雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）

「公共職業安定所」

15日まで

○所得税の確定申告受付

「税務署」

31日

○健保・厚生保険料の納付

「郵便局または銀行」

○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 「年金事務所」

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 「公共職業安定所」

編集後記

今年こそ「ウオーキング」と思っていました。現時点でトータル7日間のみ。近所の堤防を歩く人達を横目に、駐車場へ向かう日々です。

(ぎん)

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-504
TEL・075-611-5300
FAX・075-606-1906
e-mail :
fujita.office-1@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com

